

福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度について

1. 福祉用具購入費及び住宅改修費の「受領委任払い制度」とは

受領委任払い制度とは、【利用者が事業者に支給申請及び介護保険給付分の受領を委任することによって、利用者の支払いを利用者自己負担分のみとする】制度のことです。

残りの介護保険給付分は平内町から事業者へ支給となります。

※償還払い制度についても今まで通りご利用いただけます。

2. 受領委任払い利用者に対する条件について

以下の条件に該当している平内町の被保険者の方が対象となります。どちらか1つでも該当していない場合は償還払いでの支給となりますので、受領委任払いを利用する際は必ずどちらの条件にも該当していることをご確認ください。

- ・介護保険料の滞納等による給付制限（支払い方法の変更、給付差止め、給付額の減額）を受けていないこと。
- ・受領委任払いについて事業者から事前に同意を得ていること。

3. 償還払いと異なる点や注意点について

- ①利用者自己負担分のみ（1～3割）を事業者に支払っていただくため、事業者側や利用者側で利用者自己負担分等について計算・確認していただくことになります。利用者自己負担分を計算した際に1円未満の端数が発生した場合は、全て切り上げとなりますのでご注意ください。
- ②受領委任払いと償還払いでは申請書が別となります。受領委任制度開始以降に現行の申請書で提出された場合は償還払いでの申請となりますのでご注意ください。
- ③住宅改修の「住宅改修が必要な理由書」や福祉用具購入の理由部分については、担当のケアマネの方が作成することとなっています。担当のケアマネを介さず購入・改修の依頼があった場合は必ず介護保険係までお問い合わせください。
- ④事前申請前に利用者情報等を確認したい場合は、本人または担当のケアマネの方へご確認くださいますようお願いします。（事前申請により受領委任を確認することとなりますので、事前申請前は利用者の個人情報等についてお答えいたしかねます。）
- ⑤（事前）申請や申請後の連絡等について、住宅改修を行った事業者または福祉用具を販売した事業者が担当できるようになります。事業者が申請した場合、連絡・支給決定の通知等は事業者側に通知いたします。
- ⑥受領委任払いにおける領収書の記載内容は償還払いの場合とは異なります。償還払いの場合は「工事費用全額」の領収書ですが、受領委任払いの場合は「利用者自己負担分の合計額」の領収書を提出してください。但し書きには「利用者自己負担分の合計額」の内訳がわかるように記入してください。

4. 受領委任払い制度の開始時期について

開始時期：令和5年4月1日

福祉用具購入の場合は令和5年4月1日以降に購入・申請されたものが対象となり、住宅改修の場合は令和5年4月1日以降に事前申請されたものが対象となります。

5. 住宅改修における受領委任払いでの申請～支給までの流れについて

※【別紙】「申請書 記載例」及び「領収書 記載例」と併せてご確認ください。

- 例
- ・手すりの取り付けと段差解消による住宅改修の申請。
 - ・同時に老朽化によるトイレの扉の交換（介護保険支給対象外）も行う。
 - ・負担割合は1割。　・利用者の持ち家への住宅改修。
 - ・住宅改修費の申請を今までしたことがない。（支給上限額20万円のまま）
 - ・工事費用の総額は185,113円、うち介護保険対象費用は85,113円

- (1) 利用を希望する被保険者が住宅改修についてケアマネに相談。ケアマネは支給限度額が残っているかを役場に確認を行い、受領委任払登録事業者情報一覧表の中から事業者を選び依頼する。
- (2) 事業者はケアマネからの情報提供や保険証を見て受領委任払い可能な被保険者か確認を取る。確認できたら双方同意していることを確認して契約する。
- (3) 三者間で相談して申請書等を作成。（「住宅改修が必要な理由書」はケアマネが作成）以下のように利用者自己負担分等を算出する。※【別紙】「申請書 記載例」もご確認ください。

- 1 (申請対象額) = 85,113円 … (A)、(D)
- 2 (利用者自己負担分) = $85,113 \times 0.1 = 8,512$ 円（1円未満切り上げ）… (E)
- 3 (介護保険支給額) = $85,113 - 8,512 = 76,601$ 円 … (F)
- 4 (介護保険支給対象外改修費用) = $185,113 - 85,113 = 100,000$
なので (利用者の自己負担分の合計額) = $8,512 + 100,000 = 108,512$ 円 … (G)

- (4) 事業者が役場に事前申請する。
 - ・介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）
 - ・住宅改修が必要な理由書（またはケアプラン）
 - ・見積書
 - ・家の図面
 - ・施工前の写真及びその写真に改修箇所を書き込んだもの
 - ・カタログの写し
 - （・利用者の持ち家のため、住宅所有者の承諾書は不要）
- (5) 提出された書類を役場が精査。問題なしであれば事業者へ電話で連絡する。
- (6) 事業者が改修工事を行う。完了後、事業者は利用者自己負担分の合計額を請求する。
- (7) 利用者負担分の合計額が支払われたら、事業者が役場に事後申請を行う。

※【別紙】「領収書 記載例」と「申請書 記載例」をご確認ください。

- ・施工後の写真
- ・領収書（利用者自己負担分の合計額の領収書（②。申請書の（G）の金額））
但し書きには内訳を記入（③。（G）の金額の内訳、（E）などを記入）

- (8) 提出された書類を元に利用者へ連絡。自宅にて現物を確認させてもらう。
- (9) 無事確認できたら事業者に通知、介護保険分を支給する。

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

【別紙】

申請書 記載例

担当者名

△△建設(株) ○○

フリガナ	ヒラナイ タロウ	介護度	保険者番号	0	2	3	0	1	0				
被保険者氏名	平内 太郎	要支援	被保険者番号					1	2	3	4	5	6
生年月日	明・大・昭 24 年 2 月 10 日	要介護 3	性 別	(男)	・	女							
住 所	〒 039-3393 平内町大字小湊字小湊63 電話番号 017-755-2114												
住宅の所有者	平内 太郎 本人との関係 (本人)												
改修内容・箇所及び規模	手すりの設置及び段差解消			事 業 者	△△建設(株)								
住宅改修が必要な理由	住宅改修が必要な理由書参照			着工日予定日	令和5年4月15日								
				完成日予定日	令和5年4月17日								
介護保険対象改修費用額(A)	85,113	円	住宅改修費 申請済額(B)	0 円									
支給限度額 残額(C) 20万円-(B)	200,000	円	申請対象額(D) (A)と(C)の少ない方	85,113 円									
被保険者自己負担額(E) (D)×負担割合(端数切り上げ)	8,512	円	介護保険支給額(F) (D)-(E)	76,601 円									
被保険者自己負担額分の合計額(G) ※支給限度超過額・支給対象外改修費用を含んだ被保険者が実際支払う金額			108,512 円										

平内町長様

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修費を受領委任払で支給申請します。

なお、支給申請及び給付の受領に関する権限を下記の登録事業者に委任します。

令和 5 年 4 月 5 日

住所 平内町大字小湊字小湊63

電話番号 017-755-2114

申請者氏名 平内 太郎

平内町長様

上記申請者に係わる居宅介護(予防)住宅改修費の支給申請及び給付の受領に関する権限を委任されることに同意します。

なお、当該給付費の支給に関しては、届出済みの代理受領に係る登録口座に振り込みしてください。

令和 5 年 4 月 5 日

所在地 平内町大字小湊字下槻1-2

事業者名称 △△建設 株式会社

電話番号 017-755-2145

代表者名 夜越山 次郎

注意・この申請書のほかに、介護支援専門員等が作成した居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画及び町が住宅改修に必要と認める書類(計画図面・見積書・着工前写真等)、を添付してください。
 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

【別紙】

領収書 記載例

①

平内 太郎 様

領収書

④

令和 5年 4月17日

②

金額

¥108,512-

③

但し、介護保険住宅改修費の利用者自己負担額(8,512円)
及び介護保険支給対象外費用(100,000円)として

上記金額正に領収いたしました。

⑤

平内町大字小湊字小湊63

△△建設株式会社 夜越山 次郎 印

①利用者本人宛(フルネーム記載)を記入してください。

利用者の家族の氏名を記入する場合は、その横に利用者本人の氏名も
一緒に記入してください。

②取り引き金額には利用者自己負担分の合計額(※)と同じか確認してください。

(※)申請対象額の利用者自己負担分+支給限度額超過による自己負担分+介護保険支給対象外改修費用
申請書の(G)の金額のこと。

③但し書きには以下の点について記入してください。

- ・介護保険住宅改修費の利用者自己負担額 (※申請書の(E)の金額)
- ・介護保険申請対象外費用額(支給限度額超過による自己負担分+介護保険支給対象外改修費用分)がある場合は、それについても記入。
(※申請書の(E)と(G)が同額でない場合)

④領収日時点での負担割合で利用者自己負担分を算定するため、正確な日付を記入してください。

⑤領収書発行者の部分は省略せずに会社名等を記入してください。